

全日本ろうあ連盟の松本さんから、高齢（65歳以上）の聴覚障害者の方の生活を直撃する障害基礎年金問題と、運動を起こしていくことが大事であることを提起いただきました。

高齢障害者が直面する障害基礎年金問題



松本 正志 一般財団法人全日本ろうあ連盟理事（福祉・労働委員会委員長）

■障害基礎年金を所得とみなすことは重大な福祉制度後退

全日本ろうあ連盟（以下、連盟）は2013（平成25）年12月16日、厚生労働大臣宛てに「高齢聴覚障害者の介護保険制度改定に関する要望について」の要望書を提出しました。

統いて2014（平成26）年7月17日に、ろう高齢者の言語と生活・人生を配慮することを特徴とする特養ホーム等9施設で構成する全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会（以下「協議会」）が、厚生労働大臣宛てに「介護保険制度改正に伴う厚生労働省令の制定について」の要望書を提出し、懇談の場を設けました。この懇談会は協議会の申し出を受け、連盟が調整し実現したものでした。

本稿では、両方の要望書に共通する「補足給付見直し案について、現行非課税となっている障害基礎年金を所得とみなすことに反対」という項目を取り上げたいと思います。

■当事者の悲痛な訴え 老健局との懇談で

2014年7月17日

この要望の背景には、ろう高齢者施設の入居者の8割が障害基礎年金のみで生計を維持しているという実態が理由として挙げられます。

障害基礎年金が月額8万500円に対し、多くの入居者が現在適用されているユニット型特養利用で補足給付第2段階*の場合は負担月額が5万200円になります。

(*補足給付第2段階=世帯の全員が市民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得額の合計が年額80万円以下になる方)

しかし、障害基礎年金を所得とみなし、補足給付第3段階が適用されると、負担月額が7万5,000円に増え

ることになり、障害基礎年金との差額がわずか5,500円となります。

この5,500円では、通院や入院すると服を買うことも好きな映画を見に行くことも旅行に行くことも難しく、憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができません。

2014年7月17日の老健局との懇談の場では、はるばる兵庫や京都から来た施設の入居者が手話で「自分の人生は、義務教育を受けることも就職することもできず、結婚も子供もだめだと言わされてきました。そして今では親族もなく一人で生きています。自分たちには障害基礎年金だけが頼りなのに、その年金収入以上の支払いを強いられたら、暮らしていく場がありません」等、次々と訴えました。

しかしながら、この悲痛な訴えに対して、老健局の返答は次のようなものでした。

「低所得者対応として、補足給付（負担限度額以上は市町村が補填する仕組み）を続けてきましたが、遺族年金、障害年金といった非課税年金も『収入』と見るべきという結論に至りました。この協議会の皆さんは社会福祉法人ですね。『社会福祉法人減免の制度』（利用者負担の一部を社会福祉法人が代わりに負担する制度）を利用すれば、利用者の皆さんは収入の範囲内で過ごしていただけます。」

一見すると、利用者への配慮を考えたかのような回答ですが、今回の「障害基礎年金を収入と見るべきという結論」は、消費税のアップや物価高の中で、高齢障害者の生きる希望を奪うだけであり、福祉制度の後退が明らかです。

利用者への配慮として「社会福祉法人の減免制度の

活用」を出していますが、それは「誰がその費用を負担するか」をすり替えたにすぎません。事実、ろう高齢者施設では、この減免制度により、利用者一人あたり200万円を超える額を利用者に代わって負担する試算となっています。

施設建設時に6億円を超える借り入れをし、毎年約4000万円もの返済を抱えている施設もある中、この負担増は社会福祉法人の経営を一層圧迫し、運営に行き詰まる法人が増大するばかりです。

利用者の負担軽減と社会福祉法人の安定経営が両立する制度を作り、その充実を図ることこそが国の責務であると考えます。

2013年12月16日に開催された厚生労働省と当連盟との懇談会において、厚生労働省は「介護保険制度の見直しについて、今までの介護部会の中でも障害年金が作られてきた経過に配慮する必要があるとの意見が出ている。障害年金は老齢基礎年金、老齢厚生年金などの他の年金とは性質が異なるものであり、今まで非課税年金として扱われてきている収入の一つでもある。総合的に検討をしていきたいと思う。」と回答していました。ところが、2014年7月28日に開催された「全国介護保険担当課長会議」で配布された資料には、③非課税年金の勘案【2016（平成28）年8月施行】の見出しで、次のように示されていました。

「現在、補足給付受給者の段階区分のうち、第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判断しているが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定することとし、告示改正により対応予定。」

勘案する年金としては、

- ・国民年金法による遺族基礎年金・障害基礎年金
- ・厚生年金保険法による遺族厚生年金・障害厚生年金
- ・共済各法による遺族共済年金・障害共済年金

等を想定しており、具体的には告示で定めることとする。」

上記にある見慣れない言葉「告示改正」について調べてみると、省令などと同じく大臣等の権限で、制度を一方的に改定できることと書かれてありました。

つまり、国会の承認が必要な法律で定めるのではなく

く、その都度、厚生労働省の判断で制度を変えることができてしまう仕組みです。

厚生労働省は「障害基礎年金は非課税を外す・課税にする」と明言したわけではありません。しかしながら、障害基礎年金を所得とみなし、補足給付の負担限度区分に反映するといったやり方は、実質的な非課税外しを意味しています。

既に、2012（平成24）年4月に施行された、障害福祉サービスにおいて障害年金や手当などを収入と認定しています。（「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に関する通知・事務連絡より）

これに加えて、介護保険制度においても障害年金等が収入としてみなされると、障害基礎年金を頼りにしている高齢障害者の生活は困窮の一途をたどることになります。

■社会保障破壊を目指すのか

社会保障制度改革国民会議

我が国において、社会保障制度の大枠を決定する役割を持つ社会保障制度改革国民会議（以下、国民会議）の報告書にも下記の通り、記入されています。

（介護保険）施設入所の場合には、世帯の課税状況や課税対象の所得（フロー）を勘案して、利用者負担となる居住費や食費について補足給付により助成を受けることとなっている。……（中略）……低所得と認定する所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金や世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう、見直すべきである。

ここにも、「非課税年金（障害基礎年金）等を所得とみなすように見直すべき」という政策の方針が明記されており、明らかに福祉制度の後退が見て取れます。

今回の介護保険の改訂による補足給付の見直しで、非課税年金が所得認定されると、障害福祉サービスにおいて更なる負担増が懸念されることになります。

決して、非課税年金（障害基礎年金）を所得とみなされるようなことがあってはなりません。皆さん、共に運動を起こしましょう。